

[平成18年第 4回 9月定例会-10月02日-04号]

◆14番（松坂知恒議員） 皆さん、おはようございます。市民・民主フォーラムの松坂知恒です。会派を代表して一般質問をいたします。御清聴よろしく願いいたします。

このたびの災害で亡くなりました消防団員の方の御冥福をお祈りするとともに、被害を受けられました方々に、心からのお見舞いを申し上げます。

それでは、台風13号被害についてお聞きします。

消防団員の殉職はまことに残念な出来事ですが、広島市が適切な措置をとっておれば、たとえ道路が崩落していても、河川に転落されることはなかったのではないかと考えます。死亡された9月16日の状況について、消防局より聴取した状況をお話します。

大雨・洪水警報の発令を受け、21時15分に安佐北区で災害警戒本部が立ち上がりました。安佐北消防署の署長は消防団長と協議し、小河内地区は消防団小河内分団で水防警戒に当たることとなりました。団員3名は小河内川上流で土のう積み作業に当たっていました。残る団員5名は分団の団員車庫に集合していました。22時に小河内地区に避難勧告が出たため、4名の団員は、指令により勧告の伝達に出動することになりました。22時30分、殉職団員は単独で土のう積み作業の現場方面へ向け出発しましたが、その途中、崩落した道路から小河内川へ転落し、亡くなりました。

広島市水防計画によると、水防要員に出動の指令を行うのは区長、消防署長、消防団長とされています。消防署長は鈴張地区に出動させていた消防隊を、河川のはんらんで大変な状況になった小河内地区へ向かわせました。21時のことでした。しかし署長は、小河内分団には消防隊の応援を連絡しませんでした。連絡の上、団員に出動を留保するよう指令しておれば、殉職はなかったのではないかと思われるかもしれません。

また、道路の崩落も、区が情報収集の上、区長から署長、団長に伝えられておれば事態は違っていたと思います。

そこでお聞きします。

1、4年前の8月にも、集中豪雨で2名の消防団員が殉職されました。その教訓を受け、同年12月、連合消防団は水防活動時の安全管理という文書を作成し、各分団に徹底させました。その1、水防警戒の冒頭にはこう記されています。「河川警戒は必ず二人以上で行うこと」、そして、次の行にはこう記されています。「原則として、消防隊と行動をともにし、災害対策本部及び各消防署との連携を密にすること」。しかし、殉職団員は指令を受け、単独で行動させられました。しかも、分団そのものは、消防隊とは別個に孤立した状態で行動させられていたのです。なぜ4年前の決定を無視した指令が区長、署長、または団長から出されたのでしょうか。その理由をお答えください。

2、そもそも署長は、団長との協議の結果、小河内地区の警戒を分団単独で行うよう指令しています。なぜ分団単独で行動するよう指令したのか、理由をお聞かせください。

3, 大雨の状況は刻一刻変化しています。その状況変化は、警戒本部から適切に各消防分団に報告されていたのでしょうか。深刻な状況となれば、署長は各水防要員に、動くなとか、安全な箇所に移動せよという指令を出すべきと思いますが、そのような報告や指令は適切にされていたのかどうかお答えください。

4, 消防局の危機管理能力や水防要員の技能向上のため、机上訓練——机の上の訓練です、机上訓練や実地訓練などさらなる対策が必要と考えますが、殉職者を三たび出さないためにどのようにされるのかお答えください。

5, 道路交通局は、災害後の調査で知り得た情報や復旧工事の状況など消防局に知らせ、情報を共有すべきと考えますが、どうされるのかお答えください。

6, いち早く道路の崩落状況を調査し、通行どめ等の措置をすべきだったと考えますが、道路管理者としての責任は問われないのでしょうか、お答えください。

次に、障害者自立支援法についてお聞きします。

平成18年4月より障害者自立支援法が施行されましたが、作業所に通っている多くの障害者が、受け取る工賃より支払う利用料が高いため、通所をやめて家に閉じこもっているなど欠陥の多い法律であります。また、この10月より、地域生活支援事業として、障害者の移動支援事業は国にかわって広島市が実施主体となりました。月額3,100円を支払えば、一月80時間まで、外出の際、支援が受けられるという事業です。ところが、私は、この9月まで、当てはまっていた国の適用基準を聞き、驚きました。買い物や散歩、そして、遊びごとへの参加は支援するが、自立のため、学校や作業所、職業訓練校、そして、能力開発校などへ出かけることは支援しないのだそうです。

視覚障害を持つ人が、盲目のビッグスターである歌手のレイ・チャールズやスティーヴィー・ワンダーを目指してピアノやギター教室に通うこと、また、「春の海」の作曲家、宮城道雄や、津軽じょんがら節の演奏者、高橋竹山を目指して箏曲や三味線を習いにいくことは立派な自立を目指すことと思いますが、彼らは移動支援を受けることはできません。将来、レイ・チャールズやスティーヴィー・ワンダーを目指し、自立を目指す障害者を支援しない障害者自立支援法とは一体何だと疑わざるを得ません。

そこでお聞きします。

1, 移動支援について、国の基準に従っていた際、広島市民はどういった外出に支援を受けていたのでしょうか。

2, 市の新しい要綱において、就業や能力開発のための外出や通学なども含めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

3, そもそも、自立支援法にうたわれている自立支援とは、経済的自立や社会的自立を支援することではないのでしょうか、お答えください。

次に、不祥事についてお聞きします。

公務員の不祥事については、国、地方の別なく連日報道されていることは、まことに嘆かわしいことです。福岡市の職員が飲酒運転の上、飲酒の証拠を隠べいしようとしたこと

は全国民を大いに驚かせました。法律の不備もあって、飲酒運転で人をはねた際も、すぐに救護に当たるより、逃走して、翌日自首する方が罪は軽くなっております。そのため、ひき逃げ事案が増加しているそうですが、せめて広島市の懲戒規定は、この際変更することを提案します。

お聞きします。

1, 広島市において、この1年間の懲戒処分者数とその事案概要についてお答えください。

2, 市の懲戒規定では、飲酒運転で検挙された職員は原則免職となりますが、ひき逃げでは免職または停職だそうです。処分を軽く済ませたいと思う職員は、ひいてしまった後、逃げて、救護を怠るのではないかと思います。この際、ひき逃げも原則免職とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

3, 消防局員は、17年度に続いて18年度も酒気帯び運転で検挙されています。昨年、不祥事が起きて以後、消防局は再発防止に取り組んでこられましたが、指導に当たっていた副隊長みずからが酒気帯びで逮捕されては、その取り組みは効果がなかったと断ぜざるを得ません。現在、どのような再発防止策を講じておられるのか教えてください。

4番, 消防局の職員は酒気帯びに関する意識が低いのではないかと思います。バスやタクシー、トラックなどの運輸業に従事する職員は、始業時に毎回アルコールチェックを受け、酒気帯びであれば乗務できない規定になっております。消防車や救急車で乗務するわけですから、毎朝、始業時にアルコールチェックを実施すれば、酒気帯びに関する意識は自然に高まると思います。乗務前のアルコールチェックは現代社会の常識と考えますが、実施するのかもしれないのか、市の考えをお聞かせください。

次に、地方公務員災害補償基金についてお聞きします。

広島市のある職員が、先日、最高裁判所にて公務災害と認定され、確定しました。この職員は、以前、ある疾患のため入院しましたが、治癒し退院しました。市に復職する際、主治医及び産業医は、復職してよろしいが、業務は内勤が望ましいとの意見書を提出しました。しかし、職員の上司はこの意見書を無視し、炎天下での外勤に従事させたため、新たな疾患に罹患し、症状は回復不可能の状態に固定されました。現在、重度の身体障害者と認定されています。公務災害の判決を受け、職員は、地方公務員災害補償基金広島市支部に障害補償年金等を請求しましたが、支給しないとの決定を受けました。基金の支部長は秋葉忠利市長です。

お聞きします。

1, 最高裁判決で公務災害と認定されたのですから、障害補償年金を支給すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2, 広島市公務災害等見舞金等支給規則の第7条によると、公務上疾病にかかり、障害が存する当該職員に障害見舞金を支給するとなっております。これは市長の専権事項です。市長は支給すべきと思いますが、いかがでしょうか。

3, 広島市の初任給, 昇格, 昇給等の基準に関する規則によると, 生命を賭して職務を遂行し, 重度心身障害の状態となった場合, 第 21 条に昇格, 第 34 条に特別昇給の規定があります。また, 第 41 条にも, この規則によりがたい場合の措置として, 人事委員会の定めるところにより別段の取り扱いをすることができると規定されています。公務災害の結果, 重度の身体障害者となったのですから, 市長はこの規則を適用すべきと考えますが, いかがでしょうか。

4, 現在, 年金の不支給決定の取り消しを求めて, 基金の広島市支部審査会へ審査請求しております。この支部審査会の事務局は, 市長の部下である給与課の職員が担っておりますが, 不適切で不公平であると思います。第三者機関である人事委員会などに支部審査会の事務局を任せるべきと考えますが, いかがでしょうか, お答えください。

次に, 競輪事務局の助成金詐欺取事件についてお聞きします。

競輪場をめぐることは, ことし 2 月に, 偽計入札妨害の疑いで競輪事務局の職員 2 名が逮捕されました。その事件の際, 取り調べを受けていた課長補佐級の職員が, 元事務局次長とともに今回の助成金詐欺取事件で書類送検されています。2 月当時から警察はこの事件を調査していたことがうかがわれ, この課長補佐級職員は, 三日間, 事情聴取を受けた後, 自宅近くの山中で自殺を遂げています。自殺の事実は, この助成金詐欺取事件の重大さを物語っていると思います。また, 詐欺の被害者というべき全輪協(全国競輪施行者協議会)ですが, 競輪場を主催する地方自治体の寄り合い世帯ですから, 被害届を提出しないのも当然であります。提出されていないことが事件の潔白性を証明する材料になるとは思えません。広島市が全輪協に対し, 被害届を提出してくださいと依頼すれば, 捜査は進展するのではないのでしょうか。

そこで質問します。

1, 全輪協の理事でもある秋葉市長は, 全輪協から被害届を提出されるよう諮ってはいかがでしょうか。

2, 元事務局次長の書類送検後の検察の動きはどうなっているのでしょうか。

3, 平成 16 年春に, 裏口座の存在を広島市は確認しておりますが, 2 年の長きにわたってなぜ放置されていたのでしょうか。何か表に出してはいけない理由があったのか, または忘れていたのか, お答えください。

4, 裏金づくりの方法はどのようなものであったのか, お答えください。

5, 裏金づくりはいつから行われていたのでしょうか。また, 裏金をつくらなければならなかった理由をお答えください。

6, 裏金の入金額の総額と支出額の総額をお答えください。

7, 元次長は飲食費に充てたと答えておりますが, その飲食の内容と目的は何だったのでしょうか。

8, 広島市はこの裏金づくりをどのようにとらえているのでしょうか。適切な事務執行ととらえているのでしょうか。

9, この事件の再発防止にどのような策を講じているのでしょうか。

10, 受け取ったビール券やテレホンカードなどが裏金の資本となったと思いますが, その金券類の取得分と使用分の額面金額を年度ごとにお答えください。

次に, 段原土地区画整理事業と建築確認についてお聞きします。

段原西部土地区画整理事業は, 広島市が従来説明していた小宅地徴収清算金を平成 10 年 10 月に, 突如として従来の倍の額に変更した換地計画案のため紛争となり, ようやく本年, 換地処分にこぎつけました。この区画整理において, 当初, 広島市は, 段原を整った町並みに誘導すべく, 当時の町内会長らを集め, まちづくり協議会を立ち上げました。そして, 町並みのデザインやイメージを決定し, 昭和 63 年 7 月, 美しいまちづくりガイドブックという冊子にまとめ, その内容を住民に説明しました。これに住民はこたえ, 建築のデザインや色調をガイドブックに沿ってそろえました。建物の高さについても, ガイドブックの記載に, 建物の高さがそろい, スカイライン(建物の屋根が織りなす線)が整った美しい町並みとあるように, 高さをそろえた町並みとしました。そのため, 段原中央通り——中広宇品線ですが, 段原中央通り沿いの建物はほぼ 9 階から 10 階にスカイラインが整った美しい町並みになっております。

ところが今回, アーバンコーポレーションが, この中広宇品線に用地を購入し, 14 階建ての分譲マンションを計画し, 都市整備局に建築確認を申請しました。これに対し, 地域住民から, 我々は市から高さをそろえよと指導され, それに従った, アーバンも従うべきと意見が出されましたが, アーバンは, 商品性が低下するので 14 階を下げることはできないと反論しました。土地区画整理事業は換地処分となっているため, 建築確認の事務は, 現在, 南区建築課, そして高層建物は都市整備局建築指導課に移っております。アーバンは, 本年 9 月の申請時に, 南区からも都市整備局からもガイドブックの存在は説明されなかった, スカイラインをそろえる話などなかったと述べております。段原再開発部の調査担当課長も, 住民から指摘されて初めてガイドブックの存在を知ったと述べました。広島市は, 昭和 63 年当時の地権者に対し, スカイラインをそろえて整った町並みにしましょうと強く指導しておきながら, 新しく土地を購入したマンション業者には, 法律の範囲内であれば自由に建ててもらって構いませんと, 何らの指導もせず, 寛容さを示しています。もともと住まいしていた住民には低い建物を建てさせる。そのため, 後から建設されたマンションは, 周囲の建物が低いため, その眺望はすこぶる良好です。これは高い価格で分譲できるので, 市や住民はマンション業者をもうけさせるために段原のまちづくりをとみに進めていたこととなります。市民の反発は当然で, 信じられないほど不公平で不合理な指導を行ってきた広島市の責任は重大と言わざるを得ません。

お聞きします。

1, この土地区画整理事業はイギリスから賞をもらったり, ふるさとの顔づくりモデル事業として国から補助金を受けていますが, その理由は何でしょうか。

2, 以前は, 住民にガイドブックの説明をして, 内容について協力を依頼していたにも

かかわらず、現在は全く説明しておりません。説明を中止した理由とその時期についてお答えください。

3, 申請者によって説明をしたり、しなかったりしたのは適切なのでしょうか、お答えください。

4, 今後、南区や建築指導課での確認事務はどのように行うのでしょうか。

5, このままではスカイラインのそろわない無秩序なまちとなってしまいます。住民もそれを危惧しております。町並みを保全するため、市がとるべき方策とは何でしょうか、お答えください。

これで一般質問を終わります。

御清聴、どうもありがとうございました。(拍手)

○藤田博之 議長

市長。

[秋葉忠利市長登壇]

◎秋葉忠利 市長

松坂議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に障害者自立支援法についての御質問が幾つかございましたので、まず、私の方から、障害者の自立支援についての基本的な考え方を述べさせていただきます。

活力ある地域社会を築いていくためには、障害のある人もない人も、すべての市民が社会のあらゆる活動に参画し、その能力を最大限に発揮するとともに、互いに人格と個性を尊重し、支え合うことが必要です。そのためには、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している要因を取り除き、経済的な側面を含め、障害者が住みなれた地域において自己選択と自己決定のもと、自立して生活できることを基本に支援することが大切であると考えています。

今回施行された障害者自立支援法では、支給決定の仕組みを透明化・明確化すること、制度をより安定的に運営するため、国と都道府県の費用負担を義務化することなどを定めていますが、一方で、障害者の自立を支援するためのさまざまなサービスの利用者負担が、原則としてサービス費用の1割に変更されました。このため、本市では、利用者負担がふえることに対し、特に、低所得の障害者などに配慮して、厳しい財政状況の中ではありますが、障害福祉サービス、障害児施設におけるサービス、補装具の利用者負担を軽減するなどの措置を講じ、利用者が必要なサービスを適切に利用できるようにしております。

こうした障害者自立支援法の制定にも見られるように、近年、障害者を取り巻く環境は大きく変化していることから、現在、本市における今後の障害者施策の基本的な方向性を定める、新たな障害者基本計画の策定を進めております。

この中で、市民が安全に安心して生活するためのソフト・ハード両面にわたる社会のより一層のバリアフリー化の推進、サービス提供体制の確保や就労支援の充実など、地域における障害者一人一人のニーズに対応した自立の支援を基本的な視点として、広島市障害者施策推進協議会や障害者団体などの意見を聞きながら、幅広く検討をしております。

新たな障害者基本計画については、今後、市議会や市民の意見を聞きながら、ことしじ

ゆうに取りまとめる予定としており、策定後は、計画に基づき、本市の障害者の実態に即した施策を着実に推進し、すべての障害者が生きがいを持って幸せに暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、担当局長から御答弁申し上げます。

○藤田博之 議長 企画総務局長。

◎南部盛一 企画総務局長 6項目の質問に、順次お答えいたします。

まず、本市の懲戒処分者数とその事案概要でございます。

先日、9月28日の碓井議員に対する答弁では、他の政令指定都市と比較するため、市長事務部局の懲戒処分の件数を申し上げましたが、本市における全部局の懲戒処分者数は、平成17年度が10人、平成18年度、これは9月まででございますが3人です。事案別では、窃盗及び窃盗未遂がそれぞれ一人、盗用が一人、酒気帯び運転が3人、放置自転車の遺失物等横領が二人、現住建造物等放火未遂等が一人、そして、体罰行為が二人、職務命令違反が一人、わいせつ行為が一人でございます。

次に、懲戒規定についてでございます。

本市の懲戒処分の標準例では、飲酒運転——これは酒酔い運転または酒気帯び運転、両方入りますが、飲酒運転を行った職員は、原則免職としています。また、交通事故において人を死亡させ、または重篤な傷害を負わせ、事後の救護義務を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職または停職としています。

議員御指摘のとおり、この措置義務違反には、飲酒運転より軽い停職という処分量定があるため、飲酒運転をして人をひいた後、一たん逃走して酔いをさまし、措置義務違反に見せかけるような事案が想定され、このような場合には厳しく責任を問うべきであると考えています。このため、このような場合の処分量定の見直しを、早急に検討していきたいというように考えております。

次に、地方公務員災害補償基金についての御質問です。

常勤の地方公務員の公務災害については、地方公務員災害補償法の規定に基づき、地方公共団体とは別法人である地方公務員災害補償基金がその認定及び補償を行っています。この地方公務員災害補償基金は本部を東京都に、各都道府県及び政令指定都市に支部を置いています。公務災害と認定された場合は、被災職員の状況に応じて、療養補償、休業補償、障害補償等が行われることとなりますが、御質問の障害補償年金については、地方公務員災害補償法において、療養が終了し、症状が固定化したこと、及び同法に定める障害等級の第1級から第7級までに該当する程度の障害が存することが支給要件とされておりました。これらの要件に該当しないと認められる場合は不支給の決定が行われることになります。

御質問の事案は、職員の障害補償年金の請求を受けて、基金広島市支部は基金本部とも協議の上、障害補償年金の支給要件である、療養が終了し、症状が固定化したことに該当しないとして、不支給の決定を行いました。被災職員はこの決定を不服として、基金広島

支部審査会に審査請求を行い、現在、同審査会において審査が行われています。基金支部審査会は、地方公務員災害補償法に基づき、基金支部が行う補償の決定に不服がある職員の権利・利益の救済等を目的に、学識経験を有する委員3人——基金広島市支部審査会においては、大学教授、医師、弁護士にしておりますが、で構成される独立した不服申し立て機関です。基金広島市支部としては、審査会の決定に基づき、適切に対応していくことといたしております。

次に、広島市公務災害等見舞金等支給規則による障害見舞金についてでございます。

障害見舞金は、広島市として、公務に起因して被災し、障害が残った職員を見舞い、救済する趣旨で、広島市公務災害等見舞金等支給規則に基づき、職員が公務災害により疾病にかかったり負傷した場合で、その疾病等の症状が固定化したときに、その障害等級に応じて当該職員に支給するものでございます。この障害見舞金の支給要件は、地方公務員災害補償法による障害補償と同一の内容としており、同法による障害補償について、基金広島市支部の認定を受けた職員に対し障害見舞金の支給決定を行うこととしております。

このため、御質問の事案では、基金広島市支部審査会の審査結果に従って、広島市として適切に対応してまいりたいというように考えております。

次に、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則についての御質問です。

議員御指摘の規則による規定のうち、第21条と第34条は、公務災害と認められた者すべてが該当するのではなく、生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、または重度心身障害の状態になった場合に、特別に昇格や昇給を行うことができるものでございます。

この職員は、疾病により公務災害の認定を受けておりますが、規則に定める要件である、生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、または重度心身障害の状態になった場合には該当しておらず、特別の昇給等の対象にはならないと考えております。

また、昇格、昇給については、それぞれの規定により判断すべきものでございまして、第41条に規定する、この規則によりがたい場合の措置を適用する場合には当たらないというように考えております。

最後に、支部審査会の事務局についてでございます。

基金広島市支部審査会の事務は、給与課の職員が担当しておりますが、公務災害の認定・補償とは別の係の職員が行っています。こうした方法は、すべての政令指定都市で採用されております。その理由は、審査会の審理は、事務をどこの職員が担当するかにかかわらず、先ほど申し上げましたように、独立した不服申し立て審査機関として、3人の委員の合議により、専門的立場から公平に行われていることによるものと考えています。地方公務員災害補償基金は別法人で、本市の執行機関ではなく、地方自治法上、人事委員会は審査会の事務を所管できないところでございます。

以上でございます。

○藤田博之 議長

社会局長。

◎松井正治 社会局長 障害者自立支援法の移動支援に関する御質問にお答えいたします。

10月から、地域生活支援事業として位置づけて実施をいたします移動支援事業は、9月までは、居宅介護のサービス類型の一つとして実施していたもので、利用できる外出の種類は国が定めていました。国の基準による移動支援として利用できる外出の種類は、生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出であり、具体的には、官公庁や金融機関での手続のための外出、冠婚葬祭への出席、買い物、スポーツ活動や地域活動への参加などの場合が認められておりました。なお、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通学や通所などの通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上、適当でない外出は対象外となっております。

次に、10月から開始いたします地域生活支援事業は、地域の特性などに応じた柔軟な事業実施が可能となっております。移動支援として利用できる外出の種類についても自治体で決定できることになっております。移動支援につきましては、これまで、障害児学級への通学や作業所等の施設への通所にも利用できるようにしてもらいたいという要望が保護者や障害者団体から寄せられていました。こうしたことを受けて、本市では、10月からの移動支援事業の実施に当たりましては、従来、国の基準では認められていなかった障害児学級等への通学、作業所や職業訓練施設への通所について、保護者が就労している場合などには利用を認めることにいたしました。

最後に、自立支援とはという御質問がございました。

先ほど市長が答弁いたしましたとおり、障害者がみずからの選択に基づいて、一人一人の能力や適性を生かして生活していくための支援をすることが自立支援であり、議員御指摘の、経済的自立や社会的自立を支援することも自立支援の中に含まれていると考えております。

以上です。

○藤田博之 議長 経済局長。

◎酒井義法 経済局長 競輪事業に関します10点の御質問に、順次お答え申し上げます。

まず、書類送検後の検察の動きについて、それから、全国競輪施行者協議会からの被害届に関する御質問でございます。

本年8月10日、元競輪事務局次長ら4人が書類送検されたとの報道を受けまして、直ちに広島地方検察庁及び広島県警に確認をしましたが、広島競輪50周年記念事業に関する詐欺容疑による書類送検であること以上の情報は、捜査中のため提供できないとのことでした。

この詐欺容疑の内容につきましては、広島競輪50周年記念事業のイベント事業の助成金を助成対象外の施設改修に流用したのではないかと、また、元次長らがイベント関連工事で水増しして、助成金の一部を詐取したのではないかとといった報道がございました。このう

ち、イベント事業の助成金を助成対象外の施設改修に流用したのではないかという件につきましては、全国競輪施行者協議会は、広島競輪場の50周年記念事業については、場内のイベントを実施するためのイベントスペースの明装や照明設備の改修等であり、記念事業の助成対象として何ら問題はなく、被害届を出す内容ではないと認識しているとの見解でございます。

また、元次長らがイベント関連工事で水増しして、助成金の一部を詐取したのではないかという件につきましては、現在、事実関係を把握するため、関係職員等からの聞き取り調査や当時の書類等の調査を行っております。全輪協への対応につきましては、調査結果を踏まえ、適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、口座の存在を確認しながら、なぜ放置していたのかという御質問でございます。

先日、碓井議員に御答弁申し上げましたように、平成16年4月に、平成14年度・15年度当時の元次長名義の通帳があることを確認いたしました。当時の判断としましては、競輪事業特別会計の決算処理上の問題は見当たらず、また、個人名義の通帳であり、用途等についての詳細もほとんどわからない状況であったため、まず、資金の流れを絶つために、当面の措置として封印・凍結し、金庫に保管する措置をとったものでございます。この取り扱いにつきましては、対応方針を検討後、適正に処理することを考えておりました。その対応がおくれたことは否めませんが、これをそのまま放置しようとしたものではございません。なお、平成16年度以降、競輪事務局においては、このような疑惑が生じる裏金的なものは一切存在していません。

それから、その次に、資金づくりに関連する御質問でございます。

まず、プール金の原資については、元次長が業者からの授受を認めている金銭や、他の競輪場から贈られたビール券などを換金したものが含まれていると思われませんが、その全容につきましては、現在調査中でございます。また、このような資金がいつごろからつくられ始めたのかにつきましても、現在調査中でございます。

なお、このような資金づくりの目的は、他の競輪場から協議や視察等で来場した方への接待が主なものと考えられますが、その全容につきましても、現在調査中でございます。

次に、口座の入出金の状況につきましては、平成14年7月に、元次長名義の口座が開設された時点で260万9534円が入金されており、その後、平成14年・15年度の2年間で、入金総額は255万526円、出金総額は449万8900円となっていました。その後、平成16年4月に、現金で保管されていた8万5752円を口座に入金し、差し引き残高74万6912円の状態で封印・凍結をいたしました。

次に、飲食費に関する御質問でございます。

当時、どのような目的・内容の飲食が行われていたかにつきましては、他の競輪場から協議や視察等で来場した方を接待した事実は判明いたしておりますが、その他の飲食の有無を含め、詳細は現在調査中でございます。

次に、このような資金づくりをどのようにとらえているのかという御質問でございます。

このたびの事件のように、多額のお金が正規の会計を通らず動いていたということは、極めて不適切と言わざるを得ません。できるだけ早期にこの資金の流れについて調査を完了し、厳正に対処してまいります。

次に、再発防止策についてでございます。

現在、詐欺容疑事件及びプール金の実態について調査中ではありますが、こうした事件の再発防止のためには、公務員としての強い倫理意識の醸成や、不正を許さないという職場環境づくりが重要であると考えております。このため、全職員に対する倫理研修に加え、経済局の職場研修として、平成16年度から年2回実施してきた倫理研修を強化し、より一層、職員の服務規律の確保に努めてまいります。

最後に、金券類の取得分と使用分の額面金額についての御質問でございます。

平成14年度・15年度におけるビール券等の受け入れと払い出しにつきましては、整理されたものがないので、数量につきましては把握できておりません。なお、受け取ったビール券等のうち、換金されたものの実態については現在調査を行っております。また、平成16年度からは、整理簿により受け入れと払い出しを管理いたしており、現在、これらのビール券等の換金は行っておりません。ちなみに、平成16年度以降のビール券の受け入れと払い出しにつきましては、平成16年度中に他場から持参された受け入れ分が346枚で、ビール券には額面金額がございませんので、1枚734円で換算をいたしますと25万3964円となります。それから、他場に持参した払い出し分が530枚で、同様に換算をいたしますと38万9020円となります。

次に、平成17年度につきましては、受け入れ分が246枚で18万564円相当、払い出し分が270枚で19万8180円相当となります。また、コンビニエンスストア等で使えるプリペイドカード、いわゆるクオカードにつきましては、平成16年度中に他場から持参された受け入れ分が1,245枚で、1枚の額面が500円となっておりますので62万2500円となります。ファンサービス等に使用した払い出し分が829枚あり、同様に計算いたしますと41万4500円となります。

次に、平成17年度につきましては、受け入れ分が1,204枚で60万2000円、払い出し分が919枚で45万9500円となります。

以上でございます。

○藤田博之 議長 都市活性化局長。

◎濱本康男 都市活性化局長 段原土地区画整理事業についてお答えをいたします。

最初に、これまで外国から賞を受けたり、国から補助をもらったりしているが、その理由という点ですが、本市が原爆被災後、平和記念都市の理念を掲げて復興を遂げ、また、段原地区の住民と行政とが協力して再開発を行っていることが評価をされ、平成元年、1989年に、イギリスのビルディング・アンド・ソーシャルハウジング財団から「世界人間居住賞」を受賞いたしました。また、段原西部地区では、住民代表等によるまちづくり委員会が取りまとめた、段原地区ふるさとの顔づくり基本計画が、都市景観上すぐれたまちづく

りの実現を目指すものであったことから、昭和 63 年度、1988 年度に、国のふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業の事業採択を受けております。

次に、まちづくりガイドブックの説明をなぜしていないのかという点でございます。

市がこの段原地区ふるさとの顔づくり基本計画に基づきまして、まちづくりのイメージなどを取りまとめた、美しいまちづくりガイドブックをまちづくり委員会と共同で作成をし、建築設計に生かしてもらうよう、地区住民や建築業者にまちづくりの趣旨を伝えてまいりました。しかし、このたび、まちづくりの指針となるまちづくりガイドブックを用いた指導業務を、南区役所に適切に引き継ぎをしていなかったことにつきましては、大変申しわけなく思っております。深くおわびをいたします。

それから、今後の建築確認事務はどうするのかという点です。

今後、南区建築課に建築の相談、建築確認や中高層条例に基づく届け出が提出されたときには、相手方にまちづくりガイドブックの内容を説明し、まちづくりガイドブックの趣旨に沿うよう働きかけてまいります。また、民間の指定確認検査機関に対しても、同様な対応をしてもらうよう周知をしてまいります。さらに、今後は、段原地区だけでなく、全市を対象として、地区計画や地元住民等が取り決めたさまざまなまちづくりのルールをまとめ、改めて地域の設計業者や建築業者に通知するとともに、ホームページにも掲載するなどして広く周知を図ってまいります。

それから、最後ですが、町並みを保全するため市がとるべき方策は何かという点です。

町並みを保全するためには、建築協定や地区計画等の制度がありますが、それらのルールづくりには地区住民の総意が不可欠であり、今後、地域の意向を受けて、会合などでまちづくりガイドブックの説明や事例、制度の紹介など、積極的に支援をしてまいります。その結果、地区計画などがまとめれば、今後の建築確認業務に反映をしていきます。

なお、お尋ねのマンションにつきましては、現在、建築確認申請中で、地元住民と建築業者の間で話し合いが行われている段階でございます。今後、まちづくりガイドブックの趣旨に沿うよう、関係部局とともに建築業者に強く働きかけてまいります。

以上でございます。

○藤田博之 議長 道路交通局長。

◎高山茂 道路交通局長 台風 13 号被害について、二つの御質問にお答えします。

初めに、消防局との情報の共有についてでございます。

各区役所は、広島市地域防災計画に基づき、災害時の道路・橋梁等に関する被災場所、被災概況、交通規制、復旧状況などの情報を消防局と共有しています。また、梅雨時期の前には、各区役所と所轄消防署が合同で、危険箇所等の現地立会を行っています。

今後とも、各区役所と消防局関係、防災関係機関との連絡を密にしながら、復旧工事の状況等を含めた災害情報の迅速・的確な収集・伝達を図ってまいります。

次に、事前通行規制についてでございます。

本市が管理する道路においては、豪雨、台風等の異常気象時の事故を未然に防止するた

め、過去の被災状況や落石等の危険状況から、被害が発生するおそれが著しい箇所のある幹線道路について、降雨が基準雨量を超えた場合に、事前通行規制を行う区間を指定しております。このたびの大雨においても、指定された道路では、実際の雨量が基準を超えた区間について、当該道路及びその周辺の状況等を総合的に判断して、事前通行規制を行いました。

しかしながら、今回、災害が発生した小河内川沿いの主要地方道広島豊平線は、これまで事前通行規制区間の指定をしていませんでした。今後の調査により、このたびの被災箇所と同じような状況で、異常気象時に道路の通行に危険があると考えられる箇所については、事前に通行規制するなどの方策を検討したいと考えております。

以上でございます。

○藤田博之 議長 消防局長。

◎傳平益三 消防局長 二つの項目につきましてお答えいたします。

まず、消防団員の殉職についてでございます。

殉職されました消防団員の御冥福を衷心よりお祈りいたします。

殉職された団員は、21時10分に、消防団長から分団長を通じて召集命令を受け、自宅から自家用車で小河内分団堂原河内車庫に21時20分に応召し、情報収集や他の団員への連絡を行っていました。道路冠水から安佐北消防署警戒本部に行くことができなかった副団長と応召してきた団員4人とともに、22時に小河内地区全域に避難勧告が発令されたことを確認しました。そのため、副団長と分団員とともに住民の避難誘導を重点とした活動方針を急いで立て、住民に危険が切迫していた状況下から、他の団員の応召を待つことなく、それぞれの行動を開始せざるを得ませんでした。殉職された団員は、その活動方針に基づき、自家用車に土のう袋を積み、川沿いの各住戸に避難の呼びかけと、既に活動している分団長と合流するため、22時30分ごろ、一人で豪雨の中を出発したものです。

一方、安佐北消防署では、22時に小河内地区の避難誘導に当たるため、鈴張の人命救助現場から消防隊を派遣しましたが、迂回路を進入するしかなく、時間を要しました。また、他の消防隊も派遣しましたが、小河内地区に進入する道路は寸断され、やむを得ず、地域の消防団により避難誘導等の活動を消防団単独で行わざるを得ませんでした。今回の災害では、安佐北区内の各地域で避難勧告が発令され、高齢者等の逃げおくれた人を直ちに安全なところに避難させる必要があることから、消防隊または消防団が、それぞれの現場指揮者の判断で災害対応をせざるを得ない状況でした。

平成14年の殉職事故以後、水防活動時の安全管理の要領を策定して、災害活動における安全管理について全消防団員に周知するとともに、毎年、専門講師を招聘して、水防活動時の安全管理の研修を行うなど、消防団の最重要課題として取り組んでまいりました。

今回の事案に際し、すぐにできる対策として、ライフジャケットを増強・配備するよう考えております。また、集中豪雨時における危険予知トレーニングを消防団員研修で実施するとともに、消防団活動における安全管理の方法等について検証し、今後、このような

事案が二度と起きないように見直しを図ってまいります。

続きまして、不祥事についてでございます。

酒気帯び運転を含む不祥事は、公務員としての自覚と倫理の欠如による部分が大きいと考えられますが、再発防止のための組織的な取り組みが必要と考え、消防局では、昨年9月から、1、副署長等の幹部職員が署所を巡回して、直接職員を指導する。2、出張所、係単位での倫理の事例研修を実施し、理解を深めさせる。3、消防職員は隔日勤務に服するため、上司が悩み事を抱える職員を十分サポートできないことも、不祥事の発生を防止しにくい事情と考え、幹部職員と気軽に相談できるメール交信制度を実施する。4、消防職員は常に同じ人と隊を編成して活動するため、職員間の良好なコミュニケーションを醸成し、職場を明るくすることも不祥事の発生防止につながるものと考え、出勤・退庁時等の声かけを実施する。以上の事項を重点に取り組んでいるところです。

しかし、本年5月に、非番の副隊長が酒気帯び運転を起こしてしまいました。このため、飲酒運転の場合の懲戒処分を、原則、免職処分とし、厳しく対応することとしました。このことに加え、今後とも、不祥事発生の背景とも考えられる職員の悩み事解消の取り組みや明るい職場づくりについて、粘り強く進めてまいります。

最後ですが、消防自動車等の運転は自動車免許保持者を対象に、消防局で運転及び消防ポンプ操作技術や交通法規及びポンプ構造等の知識を判定し、基準以上の技量を持った職員に限定して行わせています。酒気帯びに限らず、隊員の体調不良は現場活動中の重大な事故等につながりかねないことから、始業時に行う交替点検及びその後の車両の運行前点検時に、上司が職員と対面して、体調の良否を注意して観察しています。しかしながら、酒気帯びについては、上司の観察だけでなく、アルコールセンサーを使用した客観的な確認により、職員の意識づけにも役立つことから、実施する方向で検討いたします。

以上でございます。

○藤田博之 議長

松坂議員。

◆14番（松坂知恒議員） 3点についてお聞きするんですが、段原の再開発部の事務なんですけれども、局長の答弁では、何か段原はちゃんとやっていたが、引き継ぎのときにうまくいかなかったので、南区や本庁が新しい業者に対して説明しなかったということなんですけど、そうではなくて、もう段原で換地処分、ことし換地処分になったんですが、それより以前の段階から、既にたくさんの紛争は段原で起きておりまして、私も何件かのマンションと住民との紛争の説明会にも出ましたが、いずれも、最初は聞いていないと、そういうパンフレットの説明は、段原再開発部の担当職員、建築主事に当たられる方から説明は受けていないと。林課長が今その職責にあったわけですが、私もそういうことは言っていないと。段原再開発部においてそういう確認を受け付けるときにそういう説明はしておらなかったと言うておるわけです。63年当時は一生懸命やっつたと。あるときは一生懸命高さをそろえようと説明しておきながら、日にちが過ぎるとそれは言わなくなって、建築基準法の範囲で自由に建ててくださいと。それで、住民とマンションが紛争し

て、林課長が知るところになると、おお、それはいけん言うんで、また今度は低うしてくださいとある日突然言い出して、低くするような指導をして、このたびは、南区、そして本庁へ事務が移ったから、それは建築基準法の範囲でどうぞ自由に建ててくださいと。これが同じ広島市がやっている事務かと。相手によって指導の内容が変わってるなんて、これはとんでもない話だと思うんですけども、そういう反省がないというか、そういう事実に基づいた答弁をしていただかないと、ただ南区へ引き継ぎがなかったというだけのことじゃないですよ、これは。いいかげんな答弁で済まそうと思ってもそうはいきません。

競輪のことについて聞くんですが、次長名義の口座が発見されて、すぐに凍結したというんですね。じゃあ、どうしてすぐその調査を、今やっているような調査をしなかったのか。だったら、広島市の中にはそういう職員の個人名の口座いうのはうようよあるわけですか。幾らでもあるから、あ、こっちにもある、あっちにもあると。森田という名前の競輪の金庫の中にもあったと。ほかの人もやりよるんじゃないけ、まあ、これはちょっと使わんように置いとこうと。ということで2年間、まあちょっとそっとしとこうかということだったのかなと。適切に調べて、こういう口座があつてはいかんとか、適切な事務執行ととらえているのかというと、不適切だと答えてるんですね。不適切だと思っているのは、きょう初めて思ったんですか、酒井さん。それとも、2年前に、森田名義の口座が発見されたときに不適切だと思ったんですか、どっちですか、それをまず教えてください。

それから、消防局に聞くんですけども、消防団員の方が亡くなられたということで、御冥福をと言われますが、前の回とその前の回は、住民の人は死んだ人がいなかったと言って、胸を張って防災力は向上したんだと言われてるんですけど、そりゃ消防団員の犠牲の上に成り立った消防力の向上なんですか、死んでもいいんだということなんですか。そういうふうに聞こえてなりませんよ。きょうの答弁でも、私が指摘しましたが、4年前の8月に二人亡くなられたときに、連合消防団が文書を出されて、その1、水防警戒の冒頭に、河川警戒は必ず二人以上で行うことと書いてあるんですね。だけど、今回、守れなくて、一人でやむを得なく行ったと。2行目には、原則として、消防隊と行動をともにして、各消防署との連携を密にしなさいと書いてあるんですね。これできなかったと。ということは、これ消防署長が連携をとろうと思えばできたんじゃないか。あるいは消防団員の方から、消防署に今どういう状況かという連携をとろうとすればできたんじゃないかと思うんですけど、そういう交信の記録があるのかなのか答えていただきたいし、先ほどの局長の答弁では、これからも単独行動はさせるんだとか、あるいは消防隊とは孤立させて、消防団だけで行動させることもあるんだというふうに聞こえるんですけど、その連合消防団の水防活動時の安全管理という文書、これはもう破棄するんですか、なくするんですか、こういうルールはやめるんですか、その点について教えてください。続けてやるんだったら、今回のようなことが起きないように、二人以上で行動しろとか、あるいは消防隊とともに行動するまで待てとか、そういう答弁をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3人の方にお答えをお願いいたします。

○藤田博之 議長 都市活性化局長。

◎濱本康男 都市活性化局長 南区へ引き継ぐ以前から、もう既にそういう対応ができていなかったではないかという御指摘がございました。

町並みを、建築がどんどん進んで、町並みが整っていく段階では、職員もちろんですが、地元の方も、このまちづくりのガイドブックについて十分認識もあり、また、そういうことがよく議論にも上っていったらと思うのですが、時の経過とともに、これは理由になりませんが、担当者もまた異動したりする中で、そういう認識が薄れていった面があったかと思えます。

先ほども御答弁の中で申し上げましたけども、今後は、改めてこのガイドブックの内容を、建築の業者も含めてですが徹底をいたしまして、今後こういったことが繰り返されないよう徹底をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○藤田博之 議長 経済局長。

◎酒井義法 経済局長 この口座を確認いたしましたのが平成16年4月の当時の状況といたしましては、この通帳があるということを確認いたしたわけですが、その内容と申しますか、例えば、通帳そのものがいわゆる個人の所有のものなのか、内容的なものとしての部分につきましても、その辺が不明確、詳細がわからないというふうな状況が実はございました。そうした状況につきまして、当面まず考えましたのは、そういったものがもし適切な形で運用されていないというような状況、そういうふうなお金ということであれば、当然のことながらそういった資金の流れを絶つということが、まず第一義的に必要だろうということを実は考えたわけでございます。これは、その取り扱いにつきまして、そうは言いながら、これをどういうふうな形で、どのように処理していくのかということについては、当然のことながら、当時もこれについての対応を図っていかなければならないということの認識はいたしておりましたけども、ただ、この対応が、今、議員御指摘のとおり、こんな長くおくれるのかということの御指摘を今いただきましたけども、大変申しわけありませんけども、そうした当時の状況からすれば、おくれたことは否めませんが、これをそのまま放置しようとしたというような状況のものではございませんでした。

以上でございます。

○藤田博之 議長 消防局長。

◎傳平益三 消防局長 まず、交信記録でございますけれども、道路、河川等の危険性などの必要な情報は、各消防団並びに各分団車両には配信できるようになっておりますけれども、分団員個々にはなってございません。

それから、2点目でございますけれども、今後とも、消防団活動におけます安全管理の方法等について、このことを十分検証させていただきまして、今後このような事案が二度

と起きないよう、見直しを図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○藤田博之 議長 松坂議員。

◆14番（松坂知恒議員） 三方の答弁は全く理解に苦しむものなんですが、消防局に聞くんですけど、文書に二人以上で行きなさいと、あるいは隊と行動をともにしなさいと書いてあるんですね。それを、今回はやむを得ず守らせずに行かせたんだと。そういうことをこれからも繰り返されるわけですか。やむを得ないから繰り返すんだということだったら、やむを得ないから繰り返すんだと。死ぬかもしれないからライフジャケットをつけさせて訓練もするんだというふうにはっきり答えていただかないと。

それから、個々で行動させるんだったら、二人で行かせるにしても、二人隊に対して通信ができるように携帯電話などを持たせて、常に情報を現場から入れさせながら、とまれとか退けとかですね、そういう判断も消防署がしないといけないのではないかと思うんですけど、全くそういう、もうほったらかしじゃないけども、勝手に行って、勝手にしてくださいという感じじゃないですか。それが何が防災力の向上ですか。

あと、口座の件は非常に奇妙な話だと思います。そういう通帳がたくさんあって、その中の一つだというような印象も受けるんですけども、調査中ということですから、しっかり調査を続けて、また議会へも公表していただきたいと思っております。

段原の問題も、これも非常にひどい話で、異動したらそういう事務が消えてなくなるということが日常茶飯事のように行われているような話で、どの事案も過去の経験というのが全く生かされていないから同じような不祥事が何度も繰り返されていると、こんなことできちんと行政としてやっていっていると胸を張って言えるなんてとんでもないですよ。

消防局長、先ほどの質問にだけ答えてください。その文書に書いてあることは守るのか、あるいはもうやりかえて、こういうことは無理だから消すのか、その点だけ答えていただいて、終わります。

○藤田博之 議長 消防局長。

◎傳平益三 消防局長 先ほども御答弁させていただいたと思っておりますけれども、今回の事案につきまして十分検証して、見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。